

# 防災マニュアル

放課後等デイサービス・児童発達支援 このおと

## はじめに

このマニュアルは、このおとにおける防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

## 1. 総則

災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

### ①立地環境

本施設の自然災害リスクは以下の通りである。

洪水によって想定される浸水深	0.5 m未満（計画規模）
津波によって想定される浸水深	0.5～3 m（津波到達時間：最短46分）
土砂災害の危険性	範囲外

### ②災害時の避難場所

- 地震が発生した場合は、指定の避難先へ避難する。

①紀州技研工業株式会社	和歌山市布引466
②紀三井寺苑	和歌山市紀三井寺560-2
③名草小学校	和歌山市紀三井寺240
④紀三井寺 護国院	和歌山市紀三井寺1201



### ③災害に関する情報入手方法、非難準備情報

- ・発表された防災気象情報は、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて情報を入手する。

### ④避難方法

- ・職員が利用者を施設の玄関まで誘導し、施設外へ避難していただく。  
その後、必要な場合は、上記避難場所へ誘導する。

### ⑤サービス提供時間外の災害発生時

- ・サービス提供時間外で災害が発生した場合、当日の現状を把握した上でサービス提供の可否を検討し、当日利用予定の保護者に連絡をする。

## 2. 日常の対策

### ①体制の整備

#### (1) 連絡体制

- ・災害時に従業者及び保護者への連絡が速やかに行えるよう、職員緊急連絡網、及び利用者情報一覧表を作成する。
- ・関係機関との連絡を速やかに行えるよう、関係機関連絡先一覧表を作成する。

#### (2) 消防計画の届け出と防災設備等整備点検

- ・消防法に基づく消防計画について所轄の消防署へ相談し、施設規模が基準に該当しないため、届け出や防災設備は不要と確認済。消火器を事務所内に設置する。

### ②防災訓練

- ・災害が起こった時に迅速に行動するために、防災計画やマニュアルに基づき防災訓練を年に2回実施する。防災訓練は、災害の種類や規模等を考えた訓練を実施するものとする。

### ③防災教育の実施

- ・災害が起こった時に、臨機応変に行動できるように防災や災害の基礎知識等について研修を行う。

### ④防災計画の見直し

- ・防災訓練を実施した結果や防災教育等で培った知識・情報等を踏まえ随時、施設の防災計画の見直しを行う。

### 3. 防災設備等の確認

#### ①情報の管理

- ・利用者情報等の重要データは、災害からの損壊・損失を防ぐ。

#### ②非常用物品等

- ・備蓄物資・災害時必需品非常時に備え、飲料水、生活用水、非常用食料、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リスト（別紙）を作成し、6ヶ月に一度点検する。

#### ③設備等の定期的な点検

- ・災害時に施設の屋内外設備や工作物等が損壊や転倒、飛散が起こらないよう安全対策チェックリストを作成し、年に1度点検する。
- ・消火器等の消防用設備について定期的に点検を行う。

### 4. 火災への対応

#### ①火災発生時の対応

- ・大声で周囲に知らせ、119番通報を行う。
- ・利用者を安全なところに避難させる。

#### ②初期消火

- ・消火器等を使用して初期消火を行う。ただし、消火できないと判断した場合は、火災となっている部屋の扉を閉めて避難する。

#### ③避難誘導等

##### (1) 方法

- ・火災の発生を知らせ避難誘導を行う。
- ・避難場所を決定し、火元から近い人を優先し避難を開始する。

##### (2) 避難状況等の確認

- ・避難場所に到着後、避難完了者、負傷者等を確認する。
- ・消防へ「出火場所」「避難状況」「逃げ遅れた利用者」等の情報を提供する。

##### (3) 負傷者の手当・病院への搬送

- ・利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。  
病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

## 5. 地震への対応

### ①地震発生時の対応

- (1) 揺れがおさまるまでは、身の安全の確保に努める。
- (2) 揺れがおさまったら、利用者が安全に避難できるよう窓や戸を開け、出口を確保するなど速やかな行動をとる。
- (3) ストープ等の火元の点検を行い、出火防止のための措置をとる。
- (4) 建物や設備の損壊状況を確認し、危険箇所があれば立ち入らないように指示する。

### ②利用者・職員の安否確認等

- ・責任者の指示の下、職員間での情報共有を行うとともに、利用者の安否、体調確認を行う。

### ③体制の確保等

- (1) ラジオ・テレビ、インターネット等から正確な情報を入手する。
- (2) 責任者は、予め定めた組織編成に従って、体制の確保を行う。
- (3) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。

### ④避難

- (1) 避難の決定
  - ・責任者は、施設の状態、周辺の状態、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。
- (2) 避難の実施
  - ・予め定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。
  - ・避難を開始したら、再び施設内には戻らない。
- (3) 避難状況等の確認
  - ・避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。
- (4) 負傷者の手当・病院への搬送
  - ・利用者がケガをしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行う。
  - ・病院等の受診を必要と思われる者については、病院への搬送を行う。
- (5) 家族等への連絡・引継ぎ
  - ・被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。
- (6) 施設の再開
  - ・施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

## 6. 警報発令時等の対応

### ①【暴風警報】【大雪警報】【津波警報】【すべての特別警報】発令時

- ・利用開始時間の2時間前の時点で、和歌山市及び在住の地域に上記の警報が発令されている場合、サービス提供を中止とする。
- ・サービス利用時間内に上記警報が発生した場合、サービス利用を中止し、安全を確認した後に保護者の送迎の下帰宅していただく。安全が確保できない場合は、事業所で待機していただくか、避難場所まで避難する。

### ②【大雨警報】【洪水警報】【波浪警報】【高潮警報】発令時

- ・和歌山市及び在住の地域に上記の警報が発令されている場合、サービス提供は通常通りおこなう。ただし、当日の状況で危険を感じる場合など、利用中止の判断は保護者に一任する)

## 7. 利用者等に対する当該マニュアルの閲覧

利用者等は、いつでも本マニュアルを閲覧することができる。また、当事業所のホームページに公開する。

(附則)このマニュアルは令和3年4月1日より施行する

この変更マニュアルは令和5年4月1日より施行する